

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立八幡南高等学校
課程又は教育部門	全 日 制



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」から抜粋

目 標

すべての生徒が人間としての尊厳を守られるとともに、すべての生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校教育活動全体を通じて全職員で取り組み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せる環境作りなどを通して生徒たちが、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送れるよう、いじめの問題を克服することを目標とする。

- (1) 生徒の尊厳を守り、いじめの未然防止にすべての教職員が取り組む。
- (2) 年間を通し、いじめの早期発見に対する取組を計画的に行う。
- (3) 生徒の状況を把握するための教育相談体制の充実と情報交換・情報共有の徹底を図る。
- (4) 携帯電話・インターネット利用の指導を行い、自分を大切に思い相手の立場や気持ちを尊重することができる生徒の育成を図る。
- (5) いじめ発見時の確実で素早い対応の充実を図る。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本として、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

職員研修については全ての教職員の共通認識を図るため、年2回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題及び、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図るための校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけ実施する。

いじめの防止対策措置

- (1) いじめの態様や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点及び発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全体の共通理解を図る。
- (2) 特に年度初めの全校集会やホームルーム活動などで、校長や教職員が日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気醸成を図る。
- (3) 学校行事や生徒会活動を通じて、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分や他者の人格を尊重する態度と、生徒自身が主体的に考える能力を養う。
- (4) ストレスを感じた場合でも、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに対して適切に対処できる力を育む。
- (5) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。
- (6) 自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越える体験の機会などを積極的に設ける。
- (7) 部室の管理や使用方法の指導及び確認も含め、人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 「学校生活アンケート（記名）」、「いじめに関するアンケート（無記名）」を交互に、月に1回実施する。
- ② 1学期、2学期の保護者会前には「家庭用いじめ発見チェックシート」を配布して保護者会で回収し、面談中に家庭での状況にも触れて話をする。
- ③ 保健室やスクールカウンセラーの利用および相談ポストの設置を広く周知する。
- ④ 専門医による心の健康相談を実施する。
- ⑤ 一学期と二学期の始めに面談週間を実施する。
- ⑥ 休み時間に、校内巡視を行う。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織（本校ではいじめ問題対策委員会）を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出で

きない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
また、インターネットやSNS等を利用したいじめに対して、速やかな調査や指導を行うなど、適切に対応するようにする。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職が県教育委員会へ第一報を行う。

いじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ることを踏まえ、いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、職員へ情報の共有を図る等、速やかに対応する。その後は、いじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者等に連絡する。判断の際は被害性に着目し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、加害生徒には毅然とした態度で指導する。

学校や教育委員会が、加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署等、関係機関・専門機関と連携して対処する。

部活動において顧問等がいじめを発見または通報を受けた場合も、上記と同様の対応を行う。また、部活動指導員や非常勤講師等が部活動の指導を行う際は、事前にいじめの発見・通報を受けたときの対応について周知し、本対応を踏まえた上で部活動の指導を行うようにする。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者等に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者等に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

いじめられた生徒への具体的な対応

- ① つらい気持ちを受け入れ共感し、心の安定を図る。
- ② プライバシーに十分配慮し、最後までいじめられた生徒を守ることや秘密を厳守することなどを伝える。
- ③ 早急に家庭訪問し、事実関係を直接保護者等に伝える。
- ④ 保護者等のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、学校の指導方針を伝え、今後の対応について保護者等の考えを確認する。
- ⑤ 保護者等と連携を取りながら、継続的に解決に向かって取り組む。
- ⑥ 必要に応じて外部の専門家の協力を得るなど、柔軟かつ適切な対応を図る。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の

協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を確認したら、迅速に保護者等に連絡し、事実に対する保護者等の理解や納得を得た上で、学校と保護者等が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者等の協力を求めるとともに、保護者等に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

いじめた生徒への具体的な対応

- ① いじめたときの気持ちや状況などを十分に聞く。
- ② いじめの背景にも目を向け、生徒の健全な人格の発達に配慮し、いじめの根本的な解決に向けて取り組む。
- ③ いじめられた生徒の気持ちを十分に認識させる。
- ④ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させる。
- ⑤ 生徒に対する懲戒も含め、今後の対応や指導について説明する。
- ⑥ 家庭でのかかわりなどを保護者等とともに考え、具体的な助言をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、クラス全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) ネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校における「いじめに対する措置」

- ① 教職員は生徒から相談を受け、いじめ事実があると疑われるときは、校内の「いじめ問題対策委員会」への通報等の適切な措置をとる。
※ 教職員の抱え込みが、いじめ問題をこじらせる原因になることを認識する。
- ② 学校は、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実を確認し、その結果を福岡県教育委員会に報告する。
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじ

めを受けた生徒・保護者等への支援や、いじめを行った生徒への指導またはその保護者等への助言を継続的に行う。

- ④ 必要な場合は、別室指導等を検討する。
- ⑤ いじめに係る加害生徒・被害生徒双方の保護者等との情報を共有する。
- ⑥ 警察との連携を図る。

(7) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の手順が満たされた状態をもって、いじめ問題対策委員会で校長が判断する。

- ① いじめ問題対策委員会で、校長がいじめ行為（被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為）が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していると判断した場合。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② いじめ問題対策委員会での会議で、校長が被害生徒の心身の苦痛は解消したと判断した場合。（被害生徒が苦痛を感じていないことは複数の教員が面談を持って判断する。）

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに福岡県教育委員会を通じて県知事に報告し、その事案の調査を行う。主体やどのような調査組織とするかについては、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者等の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

重大事態発生時の具体的な対応

- ① 校長が重大事態と判断した場合、教育委員会を通じて県知事へ事態発生について報告する。
- ② 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態発生の防止に資するために行う。
- ③ 調査は、学校が主体となって行うが、事案によっては教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。
- ④ 調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を保護者等へ適切に情報提供する。
- ⑤ 調査を行うための組織は「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
- ⑥ 重大事態に至る要因となった行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったかなどの客観的な事実関係を明確にする。
- ⑦ いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ① 重大事態が発生した場合、いじめを受けた生徒等及びその保護者等に対し、当該調査に係る調査組織、方法、方針、経過及び事実関係等、その他の必要な情報を提供するとともに説明する。
- ② 情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。
- ③ 調査結果については、今後の再発防止対策や保護者等の調査結果に対する所見を含め、教育委員会を通じて福岡県知事へ報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法第22条に係る組織の役割と機能

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能を持つ。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と収録、共有を行う役割を担う。
- ④ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- ⑤ 学校基本方針等について地域や保護者等の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。

(3) いじめ防止対策推進法第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応をしたかなどの事実関係を、可能なかぎり網羅的に明確にする。
- ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、

学校が事実と向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

いじめ防止等のための取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りに係る取組、早期発見事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート個人面談・保護者等面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

	はい (2点)	少し (1点)	いいえ (0点)
本校におけるいじめ防止に向けての取組を熟知している。			
毎朝のホームルームで生徒の状態を確認する方策を行っている。			
具体的に			
授業前に生徒の状態を確認する方策を行っている。			
具体的に			
記名式学校生活アンケートを実施日のうちにすべて確認している。			
無記名式いじめ調査を実施日のうちにすべて確認し、気になる生徒の情報を集め、対策をすぐに行った。			
いじめ発見チェックシートを保護者会で全員分回収した。			
教室や廊下など不適切な落書きの有無について常に気にかけている。			
人間関係やSNSトラブルについて関連した話を、生徒に対してホームルームで週に一度はしている。			
生徒の情報交換会の生徒情報はすべて熟知している。			

※ 副担任は、担任とともにクラス運営を行っているとの認識の下、ご回答をお願いします。

- 点数の合計を出し、職員全体の意識付けを行う。
- 学期に一度実施し、職員の対応状況を分析し、その結果を基に職員研修でいじめの有無やその多寡にとどまらず、実態把握や対応に向けてどのような取組を行うべきか論議する。
- 学校の基本方針に基づく取組推進や、PDCAサイクルに沿った年間指導計画を作成し、計画の実行・検証・修正に関する学校評価を実施する。